様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日 2025年 3月 10日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ちゅうでんしーてぃーあい  一般事業主の氏名又は名称 株式会社中電シーティーアイ  （ふりがな）いとう　ひさのり  （法人の場合）代表者の氏名 伊藤 久徳  住所　〒460-0024 名古屋市中区正木１丁目４番６号  法人番号　5180001035980  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 中電シーティーアイの「DXへの取り組み」 | | 公表日 | 2024年 4月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ  『中電シーティーアイの「DXへの取り組み」 』に記載  https://www.cti.co.jp/innovation/ | | 記載内容抜粋 | 中部電力は「中部電力グループ経営ビジョン2.0」および「中部電力グループにおけるDXの取組み」を公表し、グループ全体でDXを推進し「お客さまサービスの変革」と「業務の変革」の実現を目指しています。  　当社は中部電力グループ唯一のIT会社として、DX推進におけるプロジェクトの牽引や、内製化により中部電力グループにノウハウを残す役割を担っていきます。つきましては、下記のとおり、当社の中長期的なDXの対応方針を定めました。  1.IoTやAI等を活用した中部電力の「新たな価値の創出」への対応  2.DX案件や技術の優先度を考慮した開発・保守体制の構築  3.ベース領域とDX案件を同時に遂行するための最適な要員配置  　上記実現のためには、これまでのやり方・体制を大きく変える構造改革が必要となります。そのため「CTI改革」を推し進め、DX推進を担う高度な要員の育成や、人材の確保に努めてまいります。  　また当社において、高度なITシステムの導入により価値を創出するとともに、グループ会社への展開を進めてまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2021年第19回経営執行会議※決議事項『2022年度中期計画策定方針』の中で、当社の中長期的なDXの対応方針（DX推進のためにCTI改革を着実に推進）を決議した。  ※当社の取締役会としては、事業計画等の決定については原則として経営執行会議に委ねている。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進を実現するための「CTI改革」 | | 公表日 | 2024年 4月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ   1. 『DX推進を実現するための「CTI改革」』 2. 『New Normal対応を実現するためのシステム導入』に記載   https://www.cti.co.jp/innovation/ | | 記載内容抜粋 | 当社はDXを推進し、より高度なIT活用で「新たな価値の創出」を担っていくには、事業構造の変革が必要と考え、新たなチャレンジである「CTI改革」に取り組んでいます。具体的な施策は以下のとおりです。（DX推進を実現するための「CTI改革」抜粋）  1.中電グループ大での活用を前提とした施策  「③グループIT・管理間接業務の効率化・集約化」  中電グループにおけるITシステムおよび管理間接業務の共通化・集約化を行い効率化を行う  2.ITによる新しい働き方への提供  「④New Normal対応」  「いつでも・どこでも・どのデバイスでも」を実現可能とするクラウドサービスや各種データを活用した新しい働き方をクイックに提供  ※データ活用によるITシステム導入効果の例 電子決裁システムにおいて、類似案件データの活用により決裁書作成を効率化・迅速化 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2021年第19回経営執行会議※決議事項『2022年度中期計画策定方針』の中で、当社の中長期的なDXの対応方針（DX推進のためにCTI改革を着実に推進）を決議した。  ※当社の取締役会としては、事業計画等の決定については原則として経営執行会議に委ねている |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページ   1. 『DX推進体制』 2. 『DX推進を実現するための「CTI改革」』に記載   https://www.cti.co.jp/innovation/ | | 記載内容抜粋 | 1. 全社戦略部署、全社技術牽引部署（CoE※）、製造部署の役割を明確化し、連携を強化することでDXを推進してまいります。    * CoE：Center of Excellence 2. デジタル人材の育成・確保に関する具体的な施策（戦略）は以下のとおり   1.IT人材の質を高める施策  「①強化領域へのシフトに向けた機能強化」  「コンサル」「パッケージ」「デジタル」等の領域を担う、高度IT技術者の育成を行う  2.IT人材の量を増やす施策  「②保守運用業務のリソース強化」  ITベース領域の部分に関して、外部リソースの活用を行う |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページ  「DXを推進するための環境整備」に記載  https://www.cti.co.jp/innovation/  詳細は以下に記載   1. CTI Innovation Lab（新たなアイデアやソリューションを生み出すための環境）   https://www.cti.co.jp/innovation/lab/   1. New Normalへの対応（ITによる新しい働き方の提供）   https://www.cti.co.jp/innovation/normal/   1. クリエイティブオフィス（IT企業の特性を考慮したオフィスデザイン）   https://www.cti.co.jp/innovation/creative/ | | 記載内容抜粋  (2)データ活用の取組の追記  （公表）が必要 | 当社はDXを推進するため、イノベーションを生み出すのに最適な環境整備や、働き方の変革を進めています。   1. CTI Innovation Lab 中電シーティーアイは「オープンイノベーションの『種』を生み出し、そして育てる」を目的にビジネスパートナーやスタートアップ、教育機関などと協働・共創の実現に向け、新たなアイデアやソリューションを生み出すための環境を整えています。 2. New Normalへの対応 「いつでも・どこでも・どのデバイスでも」を実現可能とするクラウドサービスや各種データを活用した新しい働き方をクイックに提供します。 3. クリエイティブオフィス 当社は「働き方改革」の一環として、社員の創造力を育み、効率的かつ快適に働けるよう「クリエイティブオフィス」を推進しています。活発なコミュニケーションを促し、モチベーションを高めることにより、生産性を向上させます。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 更なるDX推進に向けて 2. ITシステム導入による効果 | | 公表日 | 2024年 4月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 当社ホームページ   『更なるDX推進に向けて』に記載  https://www.cti.co.jp/innovation/   1. 当社ホームページ   『ITシステム導入による効果』に記載  https://www.cti.co.jp/pdf/innovation/innovation\_newnormal.pdf | | 記載内容抜粋 | 1. 当社はDX推進状況を測る指標として、DXを牽引する高度IT技術者※の育成人数を設定しています。進捗や成果については、当社のホームページにて公表いたします。   目標：高度IT技術者 435人 （2025年度末までに　IT技術者要員の54%）  実績：高度IT技術者 395人 （2024年3月末現在　IT技術者要員の47%）  ※ 高度IT技術者の定義  DXを以下の能力で牽引する人材  企画コンサル力（お客さまニーズを察知しIT活用した課題対応やそれを実現する施策の提案）  プロジェクトマネジメント（DXプロジェクトの推進役）  最新のIT技術（クラウド・パッケージ・デジタル・データサイエンス・セキュリティ等）   1. 当社は、ITシステム導入における成果の振り返りを行い、当社内の次の施策に活かすとともにグループ展開に向けたショーケース戦略として、この成果を当社のホームページにて公表しております。   ＜システム名：ITシステム導入による効果＞  ・電子決裁システム：決裁関連業務の工数削減 約50％  ・電子契約システム：契約関連業務の工数削減 約50％  ・年末調整システム：年末調整関連業務の工数削減 約40％  ・経費精算システム：経費精算関連業務の工数削減 約50％ |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年 4月 1日 | | 発信方法 | 当社ホームページ  『中電シーティーアイの「DXへの取り組み」』にて発信  https://www.cti.co.jp/innovation/ | | 発信内容 | 中電シーティーアイとしてのDXへの取り組みについて代表取締役社長自らが、以下の通り情報発信を行っている。  中部電力は「中部電力グループ経営ビジョン2.0」および「中部電力グループにおけるDXの取組み」を公表し、グループ全体でDXを推進し「お客さまサービスの変革」と「業務の変革」の実現を目指しています。  　当社は中部電力グループ唯一のIT会社として、DX推進におけるプロジェクトの牽引や、内製化により中部電力グループにノウハウを残す役割を担っていきます。つきましては、下記のとおり、当社の中長期的なDXの対応方針を定めました。  1.IoTやAI等を活用した中部電力の「新たな価値の創出」への対応  2.DX案件や技術の優先度を考慮した開発・保守体制の構築  3.ベース領域とDX案件を同時に遂行するための最適な要員配置  上記実現のためには、これまでのやり方・体制を大きく変える構造改革が必要となります。そのため「CTI改革」を推し進め、DX推進を担う高度な要員の育成や、人材の確保に努めてまいります。  また当社において、高度なITシステムの導入により価値を創出するとともに、グループ会社への展開を進めてまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 2月頃 | | 実施内容 | 代表取締役社長の指示の元、「DX推進指標」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトにて入力済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2011年 1月頃　～　継続中 | | 実施内容 | 重要な社内情報資産に対しては、高度な情報セキュリティ技術を駆使するとともに、適正なマネジメントシステムの構築に対応するため、情報セキュリティポリシーを制定。情報セキュリティに関する法令及び社内ルール等を順守した活動を行うとともに、内部監査によるマネジメントシステムの継続的な改善を実施。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。